

意見書案第 22 号

地方の鉄道路線の便数維持・利便性確保に向けた国の積極的関与を求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和 4 年 1 2 月 2 2 日

提出者	甲賀市議会議員	林 田 久 充
賛成者	同	戎 脇 浩
同	同	田 中 將 之
同	同	山 岡 光 広

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二 殿

地方の鉄道路線の便数維持・利便性確保に向けた国の積極的関与を求める意見書

西日本旅客鉄道株式会社（ＪＲ西日本）が令和４年１２月１６日付で発表した令和５年春のダイヤ改正により、始発の繰り下げや終電の繰り上げ等がされる。このＪＲ草津線は、地方鉄道路線の一つであり、本市及び周辺地域における非常に重要な移動手段である。

このダイヤ改正は市内外の利用者の利便性を低下させ、それを原因として更なる鉄道の利用者離れが進行すると想定される。特に「始発の繰り下げ」は、通勤・通学する市民に影響を及ぼすものである。

減便の対象区間であるＪＲ草津線の甲南駅、寺庄駅、甲賀駅及び油日駅は、市が「市民交流駅」として整備・運営されており、駅を中心としたまちづくりの施策や利用促進策が推進されてきたところである。

よって、国におかれては、特に利用者の少ない地方のＪＲ路線など経営の厳しい路線の便数維持及び利便性確保に係る下記の事項について、特段の措置を講じられることを強く要望する。

1. 特に地方の鉄道路線の便数見直し等については、鉄道事業者が示す輸送密度や経営状況による短絡的な議論となることのないよう、国は鉄道事業者に対して要請を行うこと。
2. 地方の鉄道路線の便数維持に支障を来すことのないよう鉄道事業者の経営基盤の安定化を支援するとともに、将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークの構築を可能とするため財政支援を充実すること。
3. 国として、県、市町及び地域等が行うＪＲ草津線を含む鉄道路線の利用促進の取り組みへの支援を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和４年１２月 日

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣